

社会福祉法人美楽会 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～ 令和8年3月31日までの3年間
2. 内容

目標1：女性が多い非正規社員を正社員へ4名以上転換させる。

<対策>

- 令和5年6月～ 非正規社員からヒアリングを行い、働き方や正社員転換についての要望を確認する
- 令和5年6月～ キャリアパス要件の改定と短時間正職員制度の導入を検討する
- 令和6年4月～ 制度導入、社内報などによる社員への周知を行い、正社員転換を進める

目標2：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を50%以上にする
女性社員・・・取得率80%以上を維持すること

<対策>

- 令和5年4月～ すべての社員に対し、産後パパ育休等、育児休業に係る制度について再周知を図り、育児休業対象者の調査と育児休業復職者からのヒアリングを行う
- 令和5年6月～ 現況の課題分析を行い、社内規程等の改善を検討する

目標3：全職種における年次有給休暇取得率を60%以上とする。

<対策>

- 令和5年4月～ 前年度の職種ごとの年次有給休暇取得状況を把握する
- 令和5年6月～ 管理職と職員代表者の協議により、年次有給休暇取得計画を策定し実行する
- 令和6年4月～ 年度ごとに目標達成状況を確認し、計画の見直しや改善を行う